

境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）に規定する介護保険料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	境港市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	94-2：介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）に規定する介護保険料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		境港市個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第1の項 境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）に規定する介護保険料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第1条	境港市介護保険条例第4条の2

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第4条の2</p> <p>市長は、第2条第1号（令第39条第1項第1号口に規定する者を除く。）、第2号又は第3号に掲げる者のうち、その者が属する世帯の収入金額が低額であり、かつ、資産等を活用してもなお、生活が困窮していると認められる者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を一にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）に対しては、第2条の規定にかかわらず、納付義務者の申請によって保険料を軽減することができる。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）境港市介護保険条例施行規則（平成15年境港市規則第15号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項19号	境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）第4条の2第1項
事務の内容	介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	介護保険料の軽減の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項19号	境港市介護保険条例施行規則（平成15年境港市規則第15号）第3条介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条第1項第1号口
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項19号	境港市介護保険条例施行規則（平成15年第15号）第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報	当該保険料の減免の申請を行う者又は当該者が属する世帯の生計を主として維持する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	